液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

沖縄県版

（令和２年２月５日作成）

液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

目　　次

内容

[Ⅰ．液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表 3](#_Toc23942920)

[Ⅱ．液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領 4](#_Toc23942921)

[１．特定液化石油ガス設備工事事業 4](#_Toc23942922)

[1-1 特定液化石油ガス設備工事事業に係る法令 4](#_Toc23942923)

[1-2 特定液化石油ガス設備工事事業に係る提出書類一覧表 4](#_Toc23942924)

[1-3 特定液化石油ガス設備工事事業の届書の作成例 5](#_Toc23942925)

[２．液化石油ガス設備工事の届出 9](#_Toc23942926)

[2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令 9](#_Toc23942927)

[2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表 10](#_Toc23942928)

[2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例 11](#_Toc23942929)

[**３**．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出 18](#_Toc23942930)

[3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令 18](#_Toc23942931)

[3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表 18](#_Toc23942932)

[3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出書 19](#_Toc23942933)

# Ⅰ．液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表

特定液化石油ガ

ス設備工事事業

開　始

廃　止

変　更

圧縮アセチレン等の貯蔵・取扱

液化石油ガ

ス設備工事

開　始

廃　止

設置の工事

変更の工事

施工後の表示

記録の保存

変更届出

開始届出

廃止届出

開始(廃止)届出

工事届出

特定液化石油ガス設備の事業を行う者は、事業所ごとに、事業開始の日から30日以内に所在地を管轄する都道府県知事に届出

法第38条の11

規則第115条～第117条

法第38条の12

規則第118

法第38条の3

規則第87条

消防法第9条の3

危険物の規制に関する

政令第1条の10

同規則第1条の5

P-3

＊P-3

P-3

P-17

P-17

P-8

P-8

＊

**《参考》法律関係通達：第38条の２（基準適合義務）関係２．**

本条の基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結すること。

特に、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう十分に指導するとともに、当該申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合にあっては、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないようにすること。

# Ⅱ．液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領

## １．特定液化石油ガス設備工事事業

### 1-1 特定液化石油ガス設備工事事業に係る法令

**(1) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出**

　　 法第38条の10第１項

特定液化石油ガス設備工事事業を行う場合 規則第112条により、

　　　 所在地の都道府県に特定液

　　 事業所ごとに、事業開始の日から30日以内に届出 化石油ガス設備工事事業の

《届出事項》 開始の届出

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

② 事業所の名称及び所在地

③ 設備工事の記録及び配管図面の保存の場所及び

分類の方法（規則第113条）

④ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス

設備士免状の番号（規則通達第112条関係）

⑤ 自記圧力計の数　（規則通達第112条関係）

**(2) 特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は廃止の届出**

　　 法第38条の10第２項

特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は 規則第114条により、

廃止する場合 所在地の都道府県に特定液

　　 化石油ガス設備工事事業の

事業開始時の届出事項に変更があった場合は、 変更又は廃止の届出 遅滞なく届出

一口メモ

１　変更届出事項

　⑴　氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者含む）（則38条の10第1項1号）

　⑵　事業所の名称及び所在地（則38条の10第1項2号）

　⑶　その他経済産業省令で定める事項（則38条の10第1項3号）

　　①　法38条の12に規定する記録（則113条（届出事項））

　　　ア　注文者の氏名又は名称及び住所（則118条1号）

イ　工事の内容、施行場所及び施工年月日（則118条2号）

ウ　工事に従事した設備士の氏名（則118条3号）

エ　施工後の気密試験の結果（則118条4号）

②　配管図面の保存の場所（則113条（届出事項））

　　③　分類の方法（則113条（届出事項））

２　法人格の変更（個人から法人）の場合

個人の事業廃止の届出を行い、改めて 法人の事業開始の届出をすること。

３　事業を承継（譲渡、相続、合併等）する場合

販売事業や保安機関と異なり、設備工事事業においては、「承継」手続きの規定がないことから、被承継者（譲渡者）は事業廃止の届出を行い、承継者（譲り受ける者）は事業開始の届出をすること。

### 1-2 特定液化石油ガス設備工事事業に係る提出書類一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | | 頁  № |
| 液石法  規　則 | 様  式 |
| **１．開始届** |  |  |  |
| □　①　特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 | 112 | 56 | 5 |
| □　②　別紙　記録及び配管図面の保存の方法等 | 119 | － | 6 |
| □　③　液化石油ガス設備士免状の写し  ※再講習の受講記録を含む。 | 〃 | － | － |
| **２．変更届** |  |  |  |
| □　①　特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 | 114 | 57 | 7 |
| □　②　変更内容を証する資料（公的証明書等） | － | － | － |
| □　③　別紙　記録及び配管図面の保存の方法等  ※記録及び配管図面の保存の方法等の変更の場合のみ | 119 | － | 6 |
| **３．廃止届書** |  |  |  |
| □　①　特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書 | 114 | 58 | 8 |
| (注) | | | |

### 1-3 特定液化石油ガス設備工事事業の届書の作成例

**(1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書**

様式第56(第112条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

　 　　　　　　令和○○年○○月○○日

沖縄県知事 殿

　 　　　 氏名又は名称及び ○○液化石油ガス株式会社

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては

　 　　　　 その代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ,

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の１０第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業所の名称

○○液化石油ガス株式会社　○○営業所

２　事業所の所在地

○○県○○市○○町○丁目○○番地

３　記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

別紙のとおり

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名

　　　　　することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

|  |
| --- |
| (注) 特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業所ごとに届出をすること。 |

**別 紙**

記録及び配管図面の保存の方法等

１．記録及び配管図面の保存の方法

(1) 記録する事項

① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所

② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日

③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名

④ 施工後の気密試験の結果

⑤ 特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面

(2) 分類の方法

① 工事記録は、施工した日付順にファイルで整理する。

② 配管図面は、工事記録と同様に日付順に、図面番号を付し整理する。

(3) 工事記録及び配管図面の保存の場所

工事記録及び配管図面は、事務所のロッカーで５年以上保存する。

２．液化石油ガス設備士の氏名及び免状番号等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 氏　　名 | 免状番号 | 交 付 年 月 日 |  |
| １ | ○ ○ ○ ○ | 第○○○○号 | 平成○○年○○月○○日 |
| ２ | ○ ○ ○ ○ | 第○○○○号 | 平成○○年○○月○○日 |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |

３．自記圧力計

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 品　　名 | メーカー名 | 型　　式 | 台　数 |  |
| １ | 機械式自記圧力計 | ○○○○㈱ | ○○○○○ | ２ |
| ２ | 電気式ダイヤフラム式自記圧力計 | ○○○○○○㈱ | ○○○○○ | ２ |
| ３ |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| (注) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。 |
|

**(2) 液化石油ガス設備工事事業変更届書**

様式第57(第114条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

　 　　　　　　令和○○年○○月○○日

沖縄県知事 殿

　 　　　 氏名又は名称及び ○○液化石油ガス株式会社

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては

　 　　　　 その代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ,

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の１０第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の届出の年月日

平成□年□□月□□日

２　変更の内容

事業所の移転

変更前 ○○県○○市□□町□丁目□□番地

変更後 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

　変更年月日 令和□□年□□月□□日

３　変更の理由

都市計画による区画整理のため。

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名

　　　　　することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

|  |
| --- |
| (注)１．事業者及び事業所の移転のほか、事業者及び事業所の名称変更、代表者の氏名の変  　　　更、法人格の変更(個人から法人を除く。)、記録及び配管図面の保存場所及び分類の  　　　方法の変更等の届出をする場合は、この様式により提出すること。  ２．法人格の変更（個人から法人）の場合には、個人の事業廃止の届出を行い、改めて  法人の事業開始の届出をすること。  ３．変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。 |

**(3) 液化石油ガス設備工事事業の廃止の届出**

様式第58(第114条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

　 　　　　　　令和○○年○○月○○日

沖縄県知事 殿

　 　　　 氏名又は名称及び

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては ○ ○ ○ ○ ,

　 　　　　 その代表者の氏名

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の１０第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　事業開始の届出の年月日

平成□年□□月□□日

２　廃止の理由

液化石油ガス販売事業とともに設備工事事業を廃止したため。

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名

　　　　　することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## ２．液化石油ガス設備工事の届出

### 2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令

**(1) 液化石油ガス設備工事届出**

法第38条の３

規則第88条油ガス設備工事の届出により、

所在地の都道府県に液化石

油ガス設備工事の届出

液化石油ガス設備工事を施工した場合

特定供給設備以外で､

１　貯蔵能力が500kgを超える供給設備であって

２　規則第86条の施設又は建築物に係る

３　液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をした場合

は遅滞なく届出

**≪１　対象となる供給設備≫**



**≪２　規則第86条の施設又は建築物≫**

① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

③ 貸席及び料理飲食店

④ 百貨店及びマーケット

⑤ 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅\*

（共同住宅：同一建築物内に３世帯以上入居する構造のもの）

⑥ 病院、診療所及び助産所

⑦ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、

幼稚園及び各種学校

⑧ 図書館、博物館及び美術館

⑨ 公衆浴場

⑩ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。

⑪ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設

⑫ 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

　　　\*　「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に３世帯以上入居する構造のものをいい、床面積の広さ及び資材が木造であるか、鉄筋又は鉄骨であるかを問わない。（基本通達86条関係）

**≪３　液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をした場合≫**

⑴　設置の工事とは、新たに設置又は取替える場合であり、単に所有者が変わる場合

⑵　規則第87条の変更の工事

① 供給管の延長を伴う工事

② 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加

を伴う工事

一口メモ

１　貯蔵能力がちょうど500kgの場合は届出不要。

届出対象の貯蔵量は、500kgを超える場合であることに留意！

２　工場や倉庫といった、規則86条に掲げる施設又は建築物に該当しない場合は届出不要。

　　供給設備を設置する施設又は建築物の用途を確認すること。

３　設備の変更等は行わず、単に供給者が変わるだけの場合は、届出不要。

届出は、「設置の工事」又は「変更の工事」をした場合となる。

＜第一種保安物件とは（液石則第１条２項６号）＞

イ　[学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32210040002600000000&JYO=%31%20%30%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))に定める学校のうち、**小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校**又は**幼稚園**

ロ　[医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32310040020500000000&JYO=%31%20%35%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))に定める病院

ハ　**劇場、映画館、演芸場、公会堂その他**これらに類する施設であって、**収容定員三百人以上**のもの

ニ　[児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32210040016400000000&JYO=%37%20%30%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**児童福祉施設**、[身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32410040028300000000&JYO=%35%20%30%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**身体障害者社会参加支援施設**、[生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32510040014400000000&JYO=%33%38%20%30%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**保護施設**（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、[老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=33810040013300000000&JYO=%35%20%33%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**老人福祉施設**若しくは同法第二十九条第一項の**有料老人ホーム**、[母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=33910040012900000000&JYO=%33%39%20%30%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**母子・父子福祉施設**、[職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=34410040006400000000&JYO=%31%35%20%37%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))第五号の障害者職業能力開発校、[地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=40110040006400000000&JYO=%32%20%30%20%30&KOU=%34%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))（第四号を除く。）の**特定民間施設**、[介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=40910040012300000000&JYO=%38%20%30%20%30&KOU=%32%38%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**介護老人保健施設**又は[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=41710040012300000000&JYO=%35%20%30%20%30&KOU=%31%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))の**障害福祉サービス事業**（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）**を行う施設**、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の**地域活動支援センター**若しくは同条第二十八項の**福祉ホーム**であって、**収容定員二十人以上**のもの

ホ　[文化財保護法](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32510040021400000000&HANSUU=1'))（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって**重要文化財**、**重要有形民俗文化財**、**史跡名勝天然記念物**若しくは**重要な文化財として指定**され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって**重要美術品**として認定された建築物

ヘ　[博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-495449203&CALLTYPE=4&REFID=32610040028500000000&JYO=%32%20%30%20%30&BUNRUI=H&HANSUU=1'))に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

ト　**一日に平均二万人以上の者**が乗降する**駅の母屋及びプラットホーム**

チ　**百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物**（仮設建築物を除く。）であって、その用途に供する部分の**床面積の合計が千平方メートル以上**のもの

＜第二種保安物件とは（液石則第１条２項７号）＞

　第一種保安物件以外の建築物であって、**住居の用に供するもの**（販売所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

### 2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | | 頁  № |
| 液石法  規　則 | 様  式 |
| □　①　液化石油ガス設備工事届書 | 88 | 48 | 12 |
| □　②　様式第１号　工事の内容等 | 88 | － | 13 |
| □　③　様式第２号　供給設備の技術上の基準  ・１t以上～３t未満の容器  ・500kg超～１t未満の貯槽（バルク以外） | 88 | － | 14 |
| □　④　様式第３号　バルク供給に係る供給設備の技術上の基準  ・500kg超～１t未満の貯槽（バルク） | 88 | － | 15 |
| □　⑤　様式第４号　貯蔵設備の付近見取図  　　　・第一種保安物件、第二種保安物件、火気等を表示（距離） | 88 | － | 16 |
| □　⑥　様式第５号　貯蔵設備の配置図 | 88 | － | 17 |
| □　⑦　様式第６号　貯蔵設備の構造図 | 88 | － | 18 |
| □　⑧　特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（バルク供給のみ） | 88 | － | － |
| □　⑨　写真（付近や設置状況の分かる写真） | － | － | － |
| (注)  １．添付書類の様式第１号～様式第６号は、LP申請手続等マニュアル（平成28年3月改訂　高圧ガス保安協会）の例による。なお、当該様式は参考例であり、記載すべき項目がみたされていれば提出者による独自様式でもよい。 | | | |

**＜貯蔵設備及び能力毎の添付書類一覧＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 容器 | | 貯槽 | |
| 500kg超～１t未満  バルク＋バルク以外 | １t以上～３t未満  バルク＋バルク以外 | 500kg超～１t未満  バルク以外 | 500kg超～１t未満  バルク |
| 様式第１号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式第２号 | － | ○ | ○ | － |
| 様式第３号 | － | － | － | ○ |
| 様式第４号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式第５号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式第６号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特定設備検査合格証等（バルク供給のみ） | △ | △ | － | 〇 |
| 写真 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※貯蔵能力が容器で３ｔ以上又は貯槽で１ｔ以上の特定供給設備は、設置許可申請が必要になります。

### 2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例

**(1) 液化石油ガス設備工事届書**

様式第48(第88条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

液化石油ガス設備工事届書

　 　　　　　　令和○○年○○月○○日

沖縄県知事　殿

　 　　　 氏名又は名称及び ○○液化石油ガス株式会社

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては

　 　　　　 その代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ,

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所 ○○市○○区○○□丁目○番○号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の３の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 | ○○県○○市□□町□丁目□□番地 |
| 当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 | □ □ □ □ （アパートの家主） |
| 当該設備の使用目的 | アパート（60戸）の一般消費者等に液化石油ガスを供給 |
| 貯蔵設備の貯蔵能力 | ５０kg容器　２４本　（１,２００ kg） |
| 工事の内容 | アパートの供給設備の設置工事 |

（備考）１．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．×印の項は記載しないこと。

３．氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名

　　　　　することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

|  |
| --- |
| (注)１．容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第４号か  　　　ら第６号を、1,000kg以上3,000kg未満のときは、様式第１号、第２号、第４号から第  　　　６号を添付すること。  　　　（貯蔵能力：規則第86条に係る施設又は建築物の貯蔵設備の貯蔵能力をいう。）  　　２．バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第  　　　３号から第６号を添付すること。  （貯蔵能力：容器の場合と同じで、規則第86条関係施設等での貯蔵能力をいう。） |
|

**(2) 様式第１号から第６号（○○市消防局の様式例）**

**様式第１号**

**工事の内容等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事の種類 | | １．新設 ２．変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加) | | | | | | | | | | |
| 工事従事者  氏　　　名 | | 氏　　名 | | 設備士免状番号 | | | 氏　　名 | | | | 設備士免状番号 | |
|  | |  | | |  | | | |  | |
|  | |  | | |  | | | |  | |
| 完 成 検 査  実 施 者 名 | |  | | | | | | | | | | |
| 気 密 試 験  結 　　　果 | | 供給管等内容積 | | | 圧　　　力 | | | | 気密試験保持時間 | | | |
| ㍑ | | | kPa | | | | 分 | | | |
| 貯  蔵  設  備 | 火気の種類及び距離 | | 種　類 | |  | | | | 距　離 | | | ｍ |
| 腐食防止措置 | | 有　・　無 | | | | | | | | | |
| 転落、転倒防止措置 | | 鎖　　・　ロープ　・　その他（　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| ４０℃以下対策 | | 屋根　・　遮へい板　・　その他（　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 調整器メーカー・型式 | | |  | | | | | | | | | |
| 供  給  管 | 高圧部 材質 | |  | | | | | | | | | |
| 中圧部 材質 | |  | | | | | | | | | |
| 低圧部 材質 | | 埋設管 | |  | | | 露出管 | |  | | |
| 気 化 装 置 | | | 有　・　無 | | | ガス発生能力 | | kW | | | | |
| 安 全 装 置 | | | １ | マイコンメータ（Ｓ、Ｈ、ＳＢ、Ｅ、ＥＢ、Ｓ４、Ｅ４） | | | | | | | | |
| ２ | 対震自動ガス遮断装置 | | | | | | | | |
| ３ | ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置 | | | | | | | | |
| ４ | 圧力検知式漏えい検知装置 | | | | | | | | |
| ５ | 流量検知式切替型漏えい検知装置 | | | | | | | | |
| ６ | 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置 | | | | | | | | |

**様式第２号**

**供給設備の技術上の基準**

（容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kg

を超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
| １．保安距離 | ①第１種保安距離（法定16.97ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　　ｍ  保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定11.31ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　 ｍ  保安物件の名称 |
| ２．障壁 | ①障壁の構造　材料　 　　　　　寸法（高さ）　　 cm（厚さ）　　 cm  ②扉の構造 材料 　　　　　　 （厚さ） 　 cm  ③扉の補強 等辺山形鋼(枠)　　 mm×　　 mm (内)　　 mm×　　 mm  間隔 (縦)　　 cm (横)　　 　cm |
| ３．火気等との距離 | ①火気等の種類 火気等との距離 ｍ  ②火気距離が５ｍ未満　障壁（材料） (高さ) ｍ |
| ４．滞留防止 | ①貯蔵設備面積　　　　　 　㎡　 法定換気口面積 cm２  ②実際の換気口面積 cm２ |
| ５．さく､へい等の設置 | ①さく、へい等の種類 |
| ６．警戒標 | ①掲示位置  ②表示内容 |
| ７．消火設備 | ①粉末消火器　Ａ　 　Ｂ　 　×　 　個  ②その他 |
| ８．軽量な屋根等 | ①屋根の場合その材料  ②遮へい板の場合その材料 |
| ９．転倒防止等の措置 | ①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする｡  ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。 |
| 10．腐食防止措置 | ①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。  ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。 |

**様式第３号**

**バルク供給に係る供給設備の技術上の基準**

（バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
| １．貯槽の設備状況 | 地盤面上　　　・　　　地盤面下 |
| ２．貯槽の適合性 | 特定設備検査合格証　　・　　特定設備基準適合証 |
| ３．保安距離 | ①第１種保安距離（法定1.5ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ）  実際距離　　　 　ｍ　保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定1.0ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ）  実際距離　　　　 ｍ 保安物件の名称 |
| ４．構造壁等 | 壁の構造　材料　　　　 　　寸法（高さ）　　　ｍ（幅）　　　ｍ |
| ５．貯槽の表示 | ＬＰガス及び火気厳禁(朱書き)､緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無 |
| ６．腐食防止措置 | 下地処理・錆止め塗装等の有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| ７．転倒防止等措置 | 支柱又はサドル等取付けの有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| ８．プロテクター内のガ  ス漏れ検知器の設置等 | ガス漏れ検知器の設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無  常時監視システム設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無  ※上記において、「無」とした場合の設置義務免除の理由を下に記載して下さい。 |
| ９．車両等接触防止措置 | 車止め等の設置の有無　　　　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| 10．火気距離 | ①火気等の種類 　 火気等との距離 　　　 ｍ  ②火気距離が２ｍ以内　防火壁等の設置の有無　　　　　 有 ・ 無 |

**様式第４号**

貯 蔵 設 備 の 付 近 見 取 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| ５万分の１の地図等を貼付し、最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示 | |
|
| （注）「貯蔵設備」、「保安物件」及び「火気」を図面上に示すとともに、貯蔵設備から保安物件又は火気までの距離を表示すること。 | |

**様式第５号**

貯 蔵 設 備 の 配 置 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| 貯蔵設備と第１種保安物件・第２種保安物件との位置関係、火気距離等を明示 | |
|
|  | |

**様式第６号**

貯 蔵 設 備 の 構 造 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| 貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付 | |
|
|  | |

【以下参考　詳細は各地区消防本部へ確認すること。**設備工事届出を県へ提出する場合は提出不要**】

## **３**．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

### 3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令

**(1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

　　 消防法第９条の３

液化石油ガスの貯蔵又は取扱をする場合 危険物政令第１条の10

危険物規則第１条の５によ

特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出 り、所在地の消防長等に液

に係る設備以外で､貯蔵量300kg以上の液化石油 化石油ガスの貯蔵又は取扱

　　 ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合 いの開始(廃止)の届出

（工業用を含む。）

**《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋**

**【消防法】**

第９条の３　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支 障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじ

め、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、

航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この

限りでない。

２　前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

**【危険物の規制に関する政令】**

**（届出を要する物質の指定）**

第１条の10　法第９条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定 める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

　 一　圧縮アセチレンガス　40キログラム

　 二　無水硫酸　200キログラム

　 三　液化石油ガス　300キログラム

　 四　生石灰　五　毒物　六　劇物 ････ 詳細略

２　法第９条の３第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定

める場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第１項､ガス事業法（昭和29

年法律第51号）第47条の５第１項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

る法律（昭和42年法律第149号)第87条第１項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本

部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを

貯蔵し、又は取り扱う場合（法第９条の３第２項において準用する場合にあつては、当該

施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

**【危険物の規制に関する規則】**

**（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）**

第１条の５　法第９条の３の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第１の届出書に よつて行わなければならない。

### 3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | | 宛先 | 頁  № |
| 消防法  規　則 | 様  式 | 消  防  長 |
|
| 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 | 1-5 | １ | ○ | 280 |
| 添付書類　様式第４号～第６号 | － | － | ○ | 276 |
| (注)１．提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。  ２．添付書類の様式第４号～第６号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。 | | | | |

### 3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出書

様式第１(第１条の５関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成○○年○○月○○日  　○ ○ 消 防 長　殿  　　 届出者  　　　 　　　 　 住　所 ○○市○○区○○□丁目○番○号  （電話０００－０００－００００）  氏　名 ○○工業株式会社  　　　 代表取締役 ○ ○ ○ ○ , | | | | | | |
| 事業者の所在地  及び名称 | 所　在　地 | | ○○市□□区□□○丁目□番□号 | | | |
| 名　　　称 | | ○○工業株式会社　○○支店 | | | |
| 貯蔵し、又は取り扱う  倉庫、施設等の名称 | 貯蔵し、又は取り扱  う倉庫、施設等の構  造等の概要 | | | 貯蔵し、又は取り扱う  物質の名称 | 最大貯蔵数量又  は最大取扱数量  (kg) | 消火設備  の概要 |
| ○○工業社宅  （アパート） | ネットフェンス  で立入防止措置 | | | 液化石油ガス | ４００kg | A-5B-12C  １　個 |
| 物質に対する処理剤の  種類及び保有量 | 種 　　　　類 | | | 保 　 有 　 量 | 対象物質 | |
| －－－－ | | | －－－－ | －－－－ | |
| 貯蔵又は取扱開始  (廃止)予定年月日 | | 平成□□年□□月□□日 | | | | |
| 緊急時の連絡先 | | 昼　　　間 | | ○○営業所 (電話０００－０００－００００) | | |
| 夜間・休日 | | ○○営業所 (電話０００－０００－００００) | | |
| その他必要な事項 | | 特になし | | | | |
| ※受付欄 | | ※ 　 　　　経　　　 　　過　　　　 欄 | | | | |
|  | |  | | | | |

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

３ 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。

　　　４ ※印欄は、記入しないこと。

５ 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内におけ

る物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

|  |
| --- |
| (注)１．液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク  　　　貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。（上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。）  　　　　ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク  　　　貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、  圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。  ２．高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000  kg未満。3,000kg以上の場合は、第２種貯蔵所の届出をすること。  ３．液化石油ガス設備工事の届出に添付する第４号から第６号の図面を提出先に確認し添付する  こと。 |